



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 福山通運株式会社
代表者名 取締役社長執行役員 小 丸 成 洋
(コード番号 9 0 7 5 東証第 1 部)
問合せ先 専務執行役員 江 藤 洋
(TEL 0 8 4 - 9 2 4 - 2 0 0 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社および当社子会社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」 (平成 26 年法律第 90 号) が、平成 27 年 5 月 1 日施行され、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことに伴い、当社定款第 31 条および第 43 条の規定を変更するものであります。
なお、定款第 31 条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

現行定款	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3. 自動車整備事業</u></p> <p><u>4. 倉庫業</u></p> <p><u>5. 荷造梱包業</u></p> <p><u>6. 不動産の賃貸業</u></p> <p><u>7. 港湾荷役業</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>8. 通関業</u></p> <p><u>9. スポーツ施設および遊技場の経営</u></p> <p><u>10. ～18.</u> (条文省略)</p> <p><u>19. 次の物品の販売および委託販売</u></p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) スポーツ用品、旅行用品、楽器、書籍、文房具、玩具、園芸用品、自動車用品、教育機器および教材、紙および紙製品、皮革製品、ゴム製品、ガラス製品</p> <p>(3) ～ (7) (条文省略)</p> <p><u>20. ～27.</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>28.</u> (条文省略)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 国際複合一貫輸送事業およびその代理店業</u></p> <p><u>4. 前号以外の貨物運送事業および利用運送事業</u></p> <p><u>5.</u> (現行どおり)</p> <p><u>6.</u> (現行どおり)</p> <p><u>7.</u> (現行どおり)</p> <p><u>8.</u> (現行どおり)</p> <p><u>9.</u> (現行どおり)</p> <p><u>10. 航空貨物取扱事業</u></p> <p><u>11.</u> (現行どおり)</p> <p><u>12. スポーツ施設、文化施設、宿泊施設、育児施設、福祉施設および遊技場の経営並びに賃貸借業</u></p> <p><u>13. ～21.</u> (現行どおり)</p> <p><u>22. 次の物品の販売および委託販売</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) スポーツ用品、旅行用品、楽器、書籍、文房具、玩具、園芸用品、<u>自動車、自動車用品、塗料、染料、顔料、香料、</u>教育機器および教材、紙および紙製品、皮革製品、ゴム製品、ガラス製品</p> <p>(3) ～ (7) (現行どおり)</p> <p><u>23. ～30.</u> (現行どおり)</p> <p><u>31. 建設業</u></p> <p><u>32. 電気設備、電気通信、防災設備、消防施設工事</u></p> <p><u>33. 広告宣伝業</u></p> <p><u>34. コンサルタント業</u></p> <p><u>35. リネンサプライ事業</u></p> <p><u>36. 害虫駆除業およびビル清掃業</u></p> <p><u>37. 旅客自動車運送事業および駐車場業</u></p> <p><u>38. 物品のリースおよびレンタル業</u></p> <p><u>39. 発電および電気の供給</u></p> <p><u>40. 特定信書便事業</u></p> <p><u>41.</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>第 3 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 31 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 32 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 44 条～第 52 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 31 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 32 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>第 43 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 44 条～第 52 条 (現行どおり)</p>